

埼玉県産業労働部職業能力開発センター 会計年度任用職員（生活支援員）募集要項

次のとおり会計年度任用職員（生活支援員）を募集します。

1 職務内容

当センターでは、知的障害、精神障害、発達障害のある方を対象とした職業訓練を実施しています。このたび、募集する会計年度任用職員の業務は次のとおりです。

- （１）訓練生のサポートや訓練生からの心理的相談等への対応
- （２）社会生活適応訓練等の実施及びサポート
- （３）職業訓練指導員に対する助言等
- （４）その他、センター内での職業訓練に係る業務

2 応募資格

- （１）必要となる資格（次のいずれか）
 - ・精神保健福祉士
 - ・臨床心理士
 - ・保健師で健康相談に関する実務経験が２年以上ある方
 - ・社会福祉士で相談援助に関する実務経験が２年以上ある方
 - ・特別支援学校教諭（知的障害者）又は養護学校指導教諭の免許を持ち、障害者への教育に関する実務経験が２年以上ある方

（２）年齢・性別・学歴は問いません。

（３）国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第１６条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

次のすべてを満たす者が望ましい。

- （１）健康で何事にも前向きに取り組み、周囲の状況に応じた気配りができる
- （２）コミュニケーション能力があり、対面や電話で相手方との調整ができる
- （３）障害の特性や支援方法に関する専門的知識や技術を有し、障害者等の相談対応や職業訓練指導員への助言支援ができる。

- (4) ソフトウェア (Word、Excel、Teams など) が問題なく操作できる
- (5) 職業訓練制度に関して基礎的な知識や関連業務の経験があれば、なお良い

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1) 任用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間（午前8時30分～午後5時15分のうち調整の上決定します。）

※休憩時間：60分

※勤務日の割り振りについては調整の上決定します。

勤務日及び勤務時間（例）

- ・月、火、金 午前8時30分～午後3時30分
- ・水、木 午前8時30分～午後3時

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）です。

ただし、業務の都合により、4か月に1度程度、土曜日又は日曜日に出勤する場合もあります。

(4) 休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5) 報酬

月額：171,300円～202,400円

（時間額：1,363円～1,610円）

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7) 交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9) 勤務地

埼玉県立職業能力開発センター内

所在地：〒331-0825 さいたま市北区榑引町2-499-11

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1) 応募は、令和7年7月18日(金曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している応募申込書、履歴書、身上書及び職務経歴書(様式任意)に必要な事項を記入の上、提出してください。

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

- (2) 提出は、郵送又は持参となります。

- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行い、合格者にのみ令和7年7月28日(月)までに第二次審査の日程を連絡します。

なお、合否に関わらず、応募書類の返却はしていません。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県立職業能力開発センター内の会場で令和7年7月下旬から8月上旬に実施することを予定しております。

(3) 最終合格

第二次審査終了後、10日以内に受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地：〒331-0825 さいたま市北区榑引町2-499-11

担 当： 埼玉県立職業能力開発センター 総務・産業人材育成担当

電 話：048-651-3408

【参考】会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。